

改正後							現行										
(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設										
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ~ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	31 ~ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	41 ~ 50	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
51 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450	51 ~ 60	8,850	8,680	8,620	8,560	8,460	8,430	8,390	8,360	8,330	8,290
61 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510	61 ~ 70	7,870	7,720	7,660	7,610	7,520	7,490	7,460	7,430	7,400	7,370
71 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570	71 ~ 80	6,880	6,760	6,710	6,650	6,580	6,550	6,530	6,500	6,480	6,450
81 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630	81 ~ 90	5,900	5,790	5,750	5,700	5,640	5,620	5,590	5,570	5,550	5,530
91 ~ 100	4,980	4,870	4,840	4,780	4,730	4,690	91 ~ 100	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610
101 ~ 110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380	101 ~ 110	4,590	4,500	4,470	4,430	4,380	4,370	4,350	4,330	4,320	4,300
111 ~ 120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060	111 ~ 120	4,260	4,180	4,150	4,120	4,070	4,050	4,040	4,020	4,010	3,990
121 ~ 130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750	121 ~ 130	3,930	3,860	3,830	3,800	3,760	3,740	3,730	3,710	3,700	3,680
131 ~ 140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440	131 ~ 140	3,600	3,540	3,510	3,480	3,440	3,430	3,420	3,400	3,390	3,380
141 ~ 150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130	141 ~ 150	3,280	3,210	3,190	3,170	3,130	3,120	3,110	3,090	3,080	3,070
151 ~ 160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020	151 ~ 160	3,170	3,110	3,080	3,060	3,030	3,010	3,000	2,990	2,980	2,970
161 ~ 170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920	161 ~ 170	3,060	3,000	2,980	2,960	2,920	2,910	2,900	2,890	2,880	2,860
171 ~ 180	2,890	2,820	2,800	2,860	2,830	2,810	171 ~ 180	2,950	2,890	2,870	2,850	2,820	2,810	2,790	2,780	2,770	2,760
181 ~ 190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710	181 ~ 190	2,840	2,790	2,760	2,740	2,710	2,700	2,690	2,680	2,670	2,660
191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600	191人以上	2,730	2,680	2,660	2,640	2,610	2,600	2,590	2,580	2,570	2,560

  

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	31 ~ 40人	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	41 ~ 50	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920	51 ~ 60	8,260	8,230	8,200	8,160	8,100	8,060	8,030	7,970	7,900
61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040	61 ~ 70	7,340	7,310	7,290	7,260	7,200	7,170	7,140	7,080	7,020
71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160	71 ~ 80	6,420	6,400	6,370	6,350	6,300	6,270	6,250	6,200	6,140
81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280	81 ~ 90	5,510	5,480	5,460	5,440	5,400	5,380	5,350	5,310	5,270
91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400	91 ~ 100	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390
101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100	101 ~ 110	4,280	4,260	4,250	4,230	4,200	4,180	4,160	4,130	4,090
111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810	111 ~ 120	3,980	3,960	3,940	3,930	3,900	3,880	3,870	3,830	3,800
121 ~ 130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520	121 ~ 130	3,670	3,650	3,640	3,630	3,600	3,580	3,570	3,540	3,510
131 ~ 140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220	131 ~ 140	3,360	3,350	3,340	3,320	3,300	3,280	3,270	3,240	3,220
141 ~ 150	3,100	3,080	3,030	3,000	2,930	141 ~ 150	3,060	3,040	3,030	3,020	3,000	2,980	2,970	2,950	2,920
151 ~ 160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830	151 ~ 160	2,960	2,940	2,930	2,920	2,900	2,880	2,870	2,850	2,830
161 ~ 170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730	161 ~ 170	2,850	2,840	2,830	2,820	2,800	2,790	2,770	2,750	2,730
171 ~ 180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640	171 ~ 180	2,750	2,740	2,730	2,720	2,700	2,690	2,670	2,650	2,630
181 ~ 190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540	181 ~ 190	2,650	2,640	2,630	2,620	2,600	2,590	2,580	2,550	2,530
191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440	191人以上	2,550	2,540	2,530	2,520	2,500	2,490	2,480	2,460	2,440

改正後

イ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41人以上	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41人以上	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800

現行

イ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ~ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41人以上	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 40人	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41人以上	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780

改正後

ウ 母子生活支援施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,250	32,310	32,270	31,780	31,540	31,300
世帯						
11 ~ 20	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
21 ~ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40	12,460	12,190	12,100	11,920	11,830	11,730
41 ~ 50	11,220	10,970	10,890	10,720	10,640	10,560
51 ~ 60	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
61 ~ 70	8,720	8,530	8,470	8,340	8,280	8,210
71 ~ 80	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
81 ~ 90	6,230	6,090	6,050	5,960	5,910	5,860
91世帯以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
10世帯まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
世帯					
11 ~ 20	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40	11,640	11,550	11,370	11,280	11,000
41 ~ 50	10,480	10,400	10,230	10,150	9,900
51 ~ 60	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
61 ~ 70	8,150	8,080	7,960	7,890	7,700
71 ~ 80	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
81 ~ 90	5,820	5,770	5,680	5,640	5,500
91世帯以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

現行

ウ 母子生活支援施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,800	32,190	31,950	31,700	31,340	31,220	31,100	30,980	30,850	30,730
世帯										
11 ~ 20	24,600	24,140	23,960	23,780	23,500	23,410	23,320	23,230	23,140	23,050
21 ~ 30	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ~ 40	12,300	12,070	11,980	11,890	11,750	11,700	11,660	11,610	11,570	11,520
41 ~ 50	11,070	10,860	10,780	10,700	10,570	10,530	10,490	10,450	10,410	10,370
51 ~ 60	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
61 ~ 70	8,610	8,450	8,380	8,320	8,220	8,190	8,160	8,130	8,100	8,060
71 ~ 80	7,380	7,240	7,180	7,130	7,050	7,020	6,990	6,970	6,940	6,910
81 ~ 90	6,150	6,030	5,990	5,940	5,870	5,850	5,830	5,800	5,780	5,760
91世帯以上	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,610	30,490	30,370	30,250	30,000	29,880	29,760	29,520	29,280
世帯									
11 ~ 20	22,960	22,870	22,780	22,680	22,500	22,410	22,320	22,140	21,960
21 ~ 30	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 40	11,480	11,430	11,390	11,340	11,250	11,200	11,160	11,070	10,980
41 ~ 50	10,330	10,290	10,250	10,210	10,120	10,080	10,040	9,960	9,880
51 ~ 60	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
61 ~ 70	8,030	8,000	7,970	7,940	7,870	7,840	7,810	7,750	7,680
71 ~ 80	6,880	6,860	6,830	6,800	6,750	6,720	6,690	6,640	6,580
81 ~ 90	5,740	5,710	5,690	5,670	5,620	5,600	5,580	5,530	5,490
91世帯以上	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390

改正後

現行

(10)看護師加算分保護率価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,770	14,400	14,280	14,030	13,910	13,790
31 ~ 40人	11,810	11,520	11,420	11,230	11,130	11,030
41 ~ 50	8,860	8,640	8,570	8,420	8,350	8,270
51 ~ 60	7,970	7,770	7,710	7,580	7,510	7,440
61 ~ 70	7,090	6,910	6,850	6,730	6,680	6,620
71 ~ 80	6,200	6,050	5,990	5,890	5,840	5,790
81 ~ 90	5,310	5,180	5,140	5,050	5,010	4,960
91 ~ 100	4,430	4,320	4,280	4,210	4,170	4,130
101 ~ 110	4,130	4,030	3,990	3,930	3,890	3,860
111 ~ 120	3,840	3,740	3,710	3,650	3,610	3,580
121 ~ 130	3,540	3,450	3,420	3,370	3,340	3,310
131 ~ 140	3,240	3,160	3,140	3,080	3,060	3,030
141 ~ 150	2,950	2,880	2,850	2,800	2,780	2,750
151 ~ 160	2,650	2,780	2,760	2,710	2,690	2,660
161 ~ 170	2,750	2,680	2,660	2,620	2,590	2,570
171 ~ 180	2,650	2,590	2,570	2,520	2,500	2,480
181 ~ 190	2,560	2,490	2,470	2,430	2,410	2,390
191人以上	2,460	2,400	2,380	2,340	2,310	2,290

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
	円	円	円	円	円
30人まで	13,670	13,550	13,300	13,180	12,810
31 ~ 40人	10,930	10,840	10,640	10,540	10,250
41 ~ 50	8,200	8,130	7,980	7,910	7,690
51 ~ 60	7,380	7,310	7,180	7,120	6,920
61 ~ 70	6,560	6,500	6,380	6,320	6,150
71 ~ 80	5,740	5,690	5,580	5,530	5,380
81 ~ 90	4,920	4,870	4,790	4,740	4,610
91 ~ 100	4,100	4,060	3,990	3,950	3,840
101 ~ 110	3,820	3,790	3,720	3,690	3,590
111 ~ 120	3,550	3,520	3,460	3,420	3,330
121 ~ 130	3,280	3,250	3,190	3,160	3,070
131 ~ 140	3,000	2,980	2,920	2,900	2,820
141 ~ 150	2,730	2,710	2,660	2,630	2,560
151 ~ 160	2,640	2,620	2,570	2,540	2,470
161 ~ 170	2,550	2,520	2,480	2,460	2,390
171 ~ 180	2,460	2,430	2,390	2,370	2,300
181 ~ 190	2,370	2,340	2,300	2,280	2,220
191人以上	2,270	2,250	2,210	2,190	2,130

改正後

(11)寒冷地手当

○新寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	新1級	新2級	新3級	新4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880

注1「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等)の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

○旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
	円	円	円	円	円
児童養護施設	0	0	0	0	0
児童自立支援施設	0	0	0	0	0
母子生活支援施設	0	0	0	0	0
乳児院	20	0	0	0	0
情緒障害児短期治療施設	210	0	0	0	0

注2「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

現行

(10)寒冷地手当

○新寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	新1級	新2級	新3級	新4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880

注1「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等)の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

○旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
	円	円	円	円	円
児童養護施設	550	90	0	0	0
児童自立支援施設	510	0	0	0	0
母子生活支援施設	580	0	0	0	0
乳児院	1,970	130	0	0	0
情緒障害児短期治療施設	1,320	470	0	0	0

注2「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

改正後

(12)児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
1人につき	円 216,240	円 211,470	円 209,880	円 206,690	円 205,100	円 203,510

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
1人につき	円 201,920	円 200,330	円 197,140	円 195,550	円 190,780

(13)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
1人につき	円 154,750	円 151,380	円 150,260	円 148,020	円 146,900	円 145,780

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
1人につき	円 144,660	円 143,540	円 141,300	円 140,180	円 136,820

現行

(11)児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
1人につき	円 214,360	円 210,400	円 208,810	円 207,220	円 204,840	円 204,050	円 203,260	円 202,460	円 201,670	円 200,880

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
1人につき	円 200,080	円 199,290	円 198,500	円 197,700	円 196,120	円 195,320	円 194,530	円 192,940	円 191,360

(12)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
1人につき	円 152,690	円 149,890	円 148,780	円 147,660	円 145,980	円 145,430	円 144,870	円 144,310	円 143,750	円 143,190

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
1人につき	円 142,630	円 142,080	円 141,520	円 140,960	円 139,840	円 139,280	円 138,730	円 137,610	円 136,490

改正後

現行

(14)児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
1人につき	円 36,680	円 37,840	円 37,560	円 37,000	円 36,720	円 36,440

(13)児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
1人につき	円 38,170	円 37,470	円 37,190	円 36,910	円 36,490	円 36,350	円 36,210	円 36,070	円 35,930	円 35,790

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
1人につき	円 36,160	円 35,880	円 35,320	円 35,040	円 34,200

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
1人につき	円 35,660	円 35,520	円 35,380	円 35,240	円 34,960	円 34,820	円 34,680	円 34,400	円 34,120

(15)ボイラー技士雇上費

(16)児童養護施設の特別指導費 (14)ボイラー技士雇上費

(15)児童養護施設の特別指導費

加算分保護単価	
定員	月額 円
30人まで	6,700
31 ~ 40人	5,360
41 ~ 50	4,020
51 ~ 60	3,610
61 ~ 70	3,210
71 ~ 80	2,810
81 ~ 90	2,410
91 ~ 100	2,010
101 ~ 110	1,870
111 ~ 120	1,740
121 ~ 130	1,600
131 ~ 140	1,470
141 ~ 150	1,340
151 ~ 160	1,290
161 ~ 170	1,250
171 ~ 180	1,200
181 ~ 190	1,160
191人以上	1,110

加算分保護単価	
定員	月額 円
30人まで	5,180
31 ~ 40人	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91 ~ 100	1,550
101 ~ 110	1,410
111 ~ 120	1,290
121 ~ 130	1,190
131 ~ 140	1,110
141 ~ 150	1,030
151 ~ 160	970
161 ~ 170	910
171 ~ 180	860
181 ~ 190	810
191人以上	770

加算分保護単価	
定員	月額 円
30人まで	6,680
31 ~ 40人	5,350
41 ~ 50	4,010
51 ~ 60	3,610
61 ~ 70	3,210
71 ~ 80	2,810
81 ~ 90	2,410
91 ~ 100	2,010
101 ~ 110	1,870
111 ~ 120	1,740
121 ~ 130	1,600
131 ~ 140	1,470
141 ~ 150	1,340
151 ~ 160	1,290
161 ~ 170	1,250
171 ~ 180	1,200
181 ~ 190	1,160
191人以上	1,110

加算分保護単価	
定員	月額 円
30人まで	5,180
31 ~ 40人	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91 ~ 100	1,550
101 ~ 110	1,410
111 ~ 120	1,290
121 ~ 130	1,190
131 ~ 140	1,110
141 ~ 150	1,030
151 ~ 160	970
161 ~ 170	910
171 ~ 180	860
181 ~ 190	810
191人以上	770

改正後

(17) 学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(18) 乳児院(定員50人以上)の  
家庭支援専門相談員  
加算分保護単価

定 員	月
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	<u>1,820</u>
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

現行

(16) 児童養護施設の  
学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(17) 乳児院(定員50人以上)の  
家庭支援専門相談員  
加算分保護単価

定 員	月
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	<u>1,830</u>
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550



改正後

(19)母子生活支援施設(定員40

世帯以上)の母子指導員,少年

指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	6,990
41 ~ 50	5,590
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	3,990
71 ~ 80	3,490
81 ~ 90	3,100
91世帯以上	2,790

現行

(18)母子生活支援施設(定員40

世帯以上)の母子指導員,少年

指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	6,970
41 ~ 50	5,580
51 ~ 60	4,650
61 ~ 70	3,980
71 ~ 80	3,480
81 ~ 90	3,100
91世帯以上	2,790

改正後

(20)母子生活支援施設の夜間警備  
体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
世帯	円
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310
71 ~ 80	2,020
81 ~ 90	1,790
91世帯以上	1,610

(21)母子生活支援施設の特別生活  
指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
世帯	円
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91世帯以上	1,550

現行

(19)母子生活支援施設の夜間警備  
体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
世帯	円
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310
71 ~ 80	2,020
81 ~ 90	1,790
91世帯以上	1,610

(20)母子生活支援施設の特別生活  
指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
世帯	円
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91世帯以上	1,550

改正後

(22)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,040	29,390	29,180	28,740	28,530	28,310
世帯						
11 ~ 20	22,530	22,040	21,880	21,560	21,390	21,230
21 ~ 30	15,020	14,690	14,590	14,370	14,260	14,150
31 ~ 40	13,520	13,220	13,130	12,930	12,830	12,740
41 ~ 50	12,010	11,750	11,670	11,490	11,410	11,320
51 ~ 60	10,510	10,280	10,210	10,060	9,980	9,910
61 ~ 70	9,010	8,810	8,750	8,620	8,550	8,490
71 ~ 80	7,510	7,340	7,290	7,180	7,130	7,070
81 ~ 90	6,000	5,870	5,830	5,740	5,700	5,660
91世帯以上	4,500	4,400	4,370	4,310	4,280	4,240

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
	円	円	円	円	円
10世帯まで	28,090	27,880	27,440	27,230	26,580
世帯					
11 ~ 20	21,070	20,910	20,580	20,420	19,930
21 ~ 30	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290
31 ~ 40	12,640	12,540	12,350	12,250	11,960
41 ~ 50	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630
51 ~ 60	9,830	9,750	9,600	9,530	9,300
61 ~ 70	8,430	8,390	8,230	8,170	7,970
71 ~ 80	7,020	6,970	6,860	6,800	6,640
81 ~ 90	5,620	5,570	5,480	5,440	5,310
91世帯以上	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980

現行

(21)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,640	29,100	28,890	28,670	28,350	28,240	28,130	28,020	27,920	27,810
世帯										
11 ~ 20	22,230	21,830	21,660	21,500	21,260	21,180	21,100	21,020	20,940	20,860
21 ~ 30	14,820	14,550	14,440	14,330	14,170	14,120	14,060	14,010	13,960	13,900
31 ~ 40	13,340	13,090	13,000	12,900	12,750	12,710	12,660	12,610	12,560	12,510
41 ~ 50	11,850	11,640	11,550	11,470	11,340	11,290	11,250	11,210	11,160	11,120
51 ~ 60	10,370	10,180	10,110	10,030	9,920	9,880	9,840	9,810	9,770	9,730
61 ~ 70	8,890	8,730	8,660	8,600	8,500	8,470	8,440	8,400	8,370	8,340
71 ~ 80	7,410	7,270	7,220	7,160	7,080	7,060	7,030	7,000	6,980	6,950
81 ~ 90	5,920	5,820	5,770	5,730	5,670	5,640	5,620	5,600	5,580	5,560
91世帯以上	4,440	4,360	4,330	4,300	4,250	4,230	4,220	4,200	4,180	4,170

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	27,700	27,590	27,490	27,380	27,160	27,050	26,950	26,730	26,510
世帯									
11 ~ 20	20,770	20,690	20,610	20,530	20,370	20,290	20,210	20,050	19,880
21 ~ 30	13,850	13,790	13,740	13,690	13,580	13,520	13,470	13,360	13,250
31 ~ 40	12,460	12,410	12,370	12,320	12,220	12,170	12,120	12,030	11,930
41 ~ 50	11,080	11,030	10,990	10,950	10,860	10,820	10,780	10,690	10,600
51 ~ 60	9,690	9,650	9,620	9,580	9,500	9,470	9,430	9,350	9,280
61 ~ 70	8,310	8,280	8,240	8,210	8,150	8,110	8,080	8,020	7,950
71 ~ 80	6,920	6,900	6,870	6,840	6,790	6,760	6,730	6,680	6,630
81 ~ 90	5,540	5,520	5,490	5,470	5,430	5,410	5,390	5,340	5,300
91世帯以上	4,150	4,140	4,120	4,100	4,070	4,050	4,040	4,010	3,970

改正後

(23) 児童養護施設、乳児院の  
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,350

(24) 一時保護所処遇促進  
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	1,629,270

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,165,080

(25) 事務用採暖費加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援  
施設、乳児院、情緒障害児短期  
治療施設

区分	月額
	円
1人当たり	180

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

(26) 除雪費加算分保護単価  
児童養護施設、児童自立支援  
施設、乳児院、情緒障害児短期  
治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,650

(27) 降灰除去費

区分	年額
	円
1施設当たり	138,700

現行

(22) 児童養護施設、乳児院の  
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,360

(23) 一時保護所処遇促進  
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	1,630,150

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,141,010

(24) 事務用採暖費加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援  
施設、乳児院、情緒障害児短期  
治療施設

区分	月額
	円
1人当たり	180

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

(25) 除雪費加算分保護単価  
児童養護施設、児童自立支援  
施設、乳児院、情緒障害児短期  
治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,650

(26) 降灰除去費

区分	年額
	円
1施設当たり	139,020

改正後

現行

算定額

算定額

- (1)旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)  
 ①支給地域の区分等に応じて単価を算出する。  
 ②①で算出された合計額から100,000円を引いた額

- (1)旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)  
 ①支給地域の区分等に応じて単価を算出する。  
 ②①で算出された合計額から70,000円を引いた額

(ア)定額分

(ア)定額分

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧5級地	88,000円	70,100円	52,300円
旧4級地	68,100円	54,300円	40,400円
旧3級地	50,100円	39,900円	29,700円
旧2級地	35,700円	28,300円	21,000円
旧1級地	19,800円	15,900円	12,000円

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧5級地	88,000円	70,100円	52,300円
旧4級地	68,100円	54,300円	40,400円
旧3級地	50,100円	39,900円	29,700円
旧2級地	35,700円	28,300円	21,000円
旧1級地	19,800円	15,900円	12,000円

(イ)加算分

(イ)加算分

①北海道地域

①北海道地域

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧甲地	66,500円	44,300円	22,200円
旧乙地	51,600円	34,400円	17,200円
旧丙地	38,600円	25,700円	12,900円

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧甲地	66,500円	44,300円	22,200円
旧乙地	51,600円	34,400円	17,200円
旧丙地	38,600円	25,700円	12,900円

②その他の地域

②その他の地域

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧5級地	16,500円	11,000円	5,500円
旧4級地	8,200円	5,500円	2,700円

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧5級地	16,500円	11,000円	5,500円
旧4級地	8,200円	5,500円	2,700円

注1「旧寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注2と同じである。

注1「旧寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注2と同じである。

(2)新寒冷地に所在する施設

(2)新寒冷地に所在する施設

- (1)①により算定された額から110,000円を引いた額と、次表により算定された額とを比較し、高い方の額

- (1)①により算定された額から90,000円を引いた額と、次表により算定された額とを比較し、高い方の額

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
新1級地	131,900円	72,900円	51,700円
新2級地	116,800円	65,300円	44,000円
新3級地	112,700円	64,300円	43,000円
新4級地	89,000円	51,000円	36,800円

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
新1級地	131,900円	72,900円	51,700円
新2級地	116,800円	65,300円	44,000円
新3級地	112,700円	64,300円	43,000円
新4級地	89,000円	51,000円	36,800円

注2「新寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注1と同じである。

注2「新寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注1と同じである。

(備考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

(備考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

時  
保  
護  
所  
寒  
冷  
地  
手  
当

時  
保  
護  
所  
寒  
冷  
地  
手  
当

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号(同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 婦人保護施設運営費補助金</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金(以下「補助金等」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法(昭和31年法律第118号)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年発令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 <u>ア 一時保護所保護費負担金</u> 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号(同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業 <u>イ 婦人相談所運営費負担金</u> 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(2) 婦人保護事業費補助金 婦人保護施設運営費補助金</p>

新

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設の運営事業

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある

旧

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設の運営事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
  - ア 婦人保護事業費負担金と婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
  - イ 一時保護所保護費負担金と婦人相談所運営費負担金の種目間での経費の配分の変更は承認を要しないものとする。
  - ウ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

新

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない

(申請手続)

6 略

(変更申請手続)

7 略

(交付決定までの標準的処理期間)

8 略

(補助金等の概算払)

9 略

(実績報告)

10 略

(補助金等の返還)

11 略

旧

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金等の概算払)

9 地方厚生(支)局長は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分に



新

旧

(その他)

12 略

ついて国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。